

⑥ 福祉タクシー Welfare taxi

重度の障がいがある方や下肢の不自由な高齢者の方などで、タクシーを除く一般の公共交通機関を利用することが困難な方のため、自宅と病院・診療所等の間をタクシーで送迎します。タクシーの利用券は、原則として月4枚（片道1枚）の交付となります。

※難病の方は月8枚、人工透析療法を受けている方は月16枚まで申請することができます。

対象者

市内に**1年以上居住**し、住所がある方で、次の①から⑦のいずれかに該当し、かつ、自動車税（軽自動車含）の減免を受けていない方 ※⑦については自動車税（軽自動車税含）の減免を受けている方も該当します。

- ① 要介護1～5の方で、居宅介護サービス計画（ケアプラン）に外出要援護者である旨の記載がある方
- ② 要支援1～2の方で、介護予防プランに外出要援護者である旨の記載がある方
- ③ 介護認定を受けていない、おおむね65歳以上の外出要援護者の方
- ④ 身体障害者手帳1級・2級の方
- ⑤ 療育手帳(A)・Aの方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑦ 腎臓機能障害や難病のため、通院回数が多い方



利用料金

タクシー利用券1枚（片道）につき、利用者負担額は下記の通りです。

タクシー料金	1,050円以下	1,051円～2,000円	2,001円～3,000円	3,001円～4,000円	4,001円～5,000円	5,001円以上
利用者負担額	200円	400円	500円	700円	900円	900円+ (タクシー料金-5,000円)

必要書類

福祉タクシー事業利用申請書を明記して、提出してください。

(申請書は市ホームページからダウンロードするか、申請窓口にて入手してください。)

<http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/11112.htm>

対象者によって必要書類が異なります。申請書とあわせて提出してください。

- ・身体障害者手帳の交付を受け、1級・2級の方 身体障害者手帳の写し
- ・療育手帳の交付を受け、(A)およびAの方 療育手帳の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級の方 精神障害者手帳の写し
- ・人工透析療法や指定難病治療のために、通院回数が多い方 疾病の状態がわかるもの
(診断書、指定難病医療費受給者証など)
- ・介護保険の認定（要介護、要支援）を受けている方 居宅介護サービス計画の写し、
または介護予防プランの写し
- ・おおむね65歳以上の方 長寿介護課職員による聞き取り調査票

申請窓口

対象者①～③の方

- 神栖市保健・福祉会館 長寿介護課
..... TEL.0299-91-1700
- 波崎総合支所・防災センター 市民生活課
..... TEL.0479-44-1961

対象者④～⑦の方

- 神栖市保健・福祉会館 障がい福祉課
..... TEL.0299-90-1137
- 波崎総合支所・防災センター 市民生活課
..... TEL.0479-44-1961

※①～③にも該当する場合、障がい福祉課が申請窓口となります。